

ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭、父母のいない児童等の生活の安定と福祉の向上を図るために、医療費の一部を助成します。助成を受けるためには、事前に受給資格の認定を受ける必要があります。
※支給要件及び所得制限等がありますので、詳しくはご相談ください。

1. 助成内容

助成期間	母・父 …… 監護する児童が20歳を迎える誕生日の前日まで
	児童 …… 18歳になった年度の末日（3月31日）まで
助成対象	① 保険診療による一部負担金（高額療養費、付加給付費を除く）
	② 訪問看護療養費の自己負担額（高額療養費、付加給付費を除く）
助成金額	母・父・児童 … 上記①②の合計額から助成対象者ごとに月額500円を控除した額

※「健康診断」、「予防接種」、「文書料」、「差額ベッド代」、「入院時食事療養費」等の保険診療ではないもの（自費負担分）は助成できません。

2. 助成方法（申請手順）

- ①医療機関窓口で一部負担金を支払う。
- ②ひとり親家庭等医療費助成申請書（請求書）を作成する。
 - ・申請書は「医療機関（入院・外来・調剤別）」、「診療月」、「受診者」ごとに作成してください。
 - ・申請には「領収書（診療を受けた者の氏名、診療年月日、保険診療総点数、一部負担金額、領収印及び医療機関名等が明記されているもの。レシート不可。）」、または「申請書に保険診療額（領収）の証明」のどちらかが必要です。
※領収書はのり付け・ホチキス留め不要です。
- ③申請書をこども家庭課、または各出張所窓口に提出する。
 - ・申請書は、診療月の翌月以降に提出してください。
 - ・申請期限は、領収日から1年以内です。
 - ・小城市の国民健康保険加入の方以外で高額療養費に該当する場合は、加入されている保険者からの支給決定通知書（高額療養費の支給額がわかるもの）が必要です。

3. 支払い

申請書を提出された月の翌々月の5日に支払い予定です。

（5日が土日・祝日の場合は、翌日の平日が支払日となります。）

※医療費が高額（21,000円以上）の場合は、高額療養費に該当する可能性があります。

該当する場合は、高額療養費が確定するまで支払いはできませんのでご了承ください。

- ★ ひとり親家庭等医療費受給資格は、毎年9月1日更新です。
8月に更新申請のご案内をしますので、必ず手続きをお願いします。
- ★ 申請書はこども家庭課や各出張所窓口（ゆめぷらっと小城内、ショッピングプラザセリオ内、あしぱる内）に常備しているほか、小城市ホームページからもダウンロードできます。
- ★ 住所や氏名、健康保険証を変更された場合や世帯状況が変わった場合は届出が必要です。
ひとり親家庭に関する各種手続き・相談は、こども家庭課子育て支援係でお受けします。

＜ 問い合わせ先 ＞

〒845-8511 小城市三日月町長神田2312番地2

小城市役所福祉部こども家庭課子育て支援係（西館1階）

電話：0952-37-6107